

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成24年4月27日(金)午後2時から午後4時5分まで

(2) 場所

佐賀地方裁判所会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 4人

佐賀地方裁判所裁判官 若宮利信

佐賀地方検察庁検察官 駒方琢也

佐賀県弁護士会弁護士 井寺修一

佐賀地方裁判所長 森宏司(司会)

2 議事内容等

別紙記載のとおり

(別紙)

議事内容等

司会者

佐賀地方・家庭裁判所の森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これから意見交換会を始めさせていただきたいと考えております。

裁判員制度が施行されまして5月で丸3年になります。佐賀でも大変多くの裁判員裁判が行われまして、今日お越しいただいている方々を初めとして数多くの方々が裁判員の御経験をされたという実績ができております。3年ということもあるわけですが、この機会に裁判員の御経験をされた皆様方から貴重な御意見をいただき、その御意見を今後の裁判員裁判制度のより良い運営、あるいは改善といったようなことに役立てさせていただきたいと、こういうふうを考えてこの企画をさせていただきました。今日は裁判員としての御経験を振り返っていただき、ぜひ率直な御意見をいただき、今後分かりやすく、また、実りのある裁判員制度というものを作っていきたいと、こういうふうと考えております。

本日は報道関係の方々にもたくさんお越しいただいております。裁判員経験をされた方々の御意見が広く報道されることによって、佐賀県内の皆様方、県民の方々に伝わって、これから裁判員裁判に参加される方々がより深い理解をしていただけるということを我々としては大変期待をしているところでございます。

本日は裁判員経験者の4人の方をお願いしておりますが、快くお引き受けいただきまして、本当に厚く御礼申し上げます。

今日はこの4人の方がいわば主役ということになるわけですが、それ以外の者も出席しておりますので、簡単に法曹三者の方の御紹介をさせていただきます。

裁判所の方から，裁判長である若宮判事が来ております。それから，検察庁の方からは駒方検事に御出席をお願いしております。また，弁護士会の方から井寺弁護士に御出席をお願いしております。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

今日の進行の予定なんですけれども，まず初めに，裁判員を御経験された方々から全般的な感想を承ろうと思っております。その後に，進行予定表を多分お配りしていると思うんですが，その進行予定表に従うような形で，それぞれの手続の段階，例えば冒頭陳述でありますとか，それから，証拠の取調べというような段階がありますので，その段階に従う形で一つずつ区切りながら御意見を承っていきたいと，こういうふうに考えております。

本日の意見交換会は大体実質で1時間半程度を予定しております。真ん中に15分か20分程度のお休みの時間をとらせていただきたいと，こういうふうに考えております。

その後，意見交換会終了後は，二，三十分程度報道関係の皆様方からの御質問も承らせていただこうかと，こういうふうに考えております。その上でこの会を終了ということにさせていただきたいと思えます。どうぞ今日は御協力をお願い申し上げます。

ということで，大変緊張されていらっしゃると思うんですけれども，まず最初に，先ほども言いましたように，この裁判員の御経験をされまして，ある程度期間を経た段階で振り返られて，感想，御意見，全般的な感想があれば，そこら辺からまず出発をさせていただきたいと思うんですが，これは最初ですから，順番に感想をお願いしましょうか。1番の方からお願いできますか。

1番

私の場合は，特に今，裁判員を経験したからといって特に生活，考えで

変わったところはないんですけど、ただ、やっぱりテレビなんかを見ていて、ほかの事例とかを見ていて、自分の場合と比較して、うわあ、これは大変やな、これやったら自分ならどんな判断するやろうなという、そういったことはやっぱり考えるようになりました。

幸い私の事案の場合は殺人未遂ということで、ある程度示談も済んでおりまして、もう和解の方向へ進んでおりましてので、正直言って気が楽やったです。でも、今報道されている事案、ましてや殺人とかですね、これやったら本当悩むやろうなとか、そういったことは思って、新聞とかは見えております。

それと、今、参加させていただいているんですが、私は仕事柄、条件的に恵まれておりまして参加することができたんですけど、先ほども顔合わせの際にちょっと話をされた方がおられましたけど、職場によってはなかなか環境がまだ整備されていないなということを感じました。そこが一番問題かなとは、私は先ほど考えさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございます。じゃ、2番の方いかがでしょうか。

2番

私もこの裁判員をまだ経験する前までは、自分がどういうものなのかという、裁判がまず分からなかったのと、いろんな知識を、法律にしても、こういういろんなものを自分の中に取り入れていかなければならないと思って、たくさんの書類を見たり本を見たりしなきゃいけないのかなというのをずっと感じていたんですけど、実際ものすごく裁判も分かりやすく、こうやってこうやってこうやってという、その一つ一つがものすごく分かりやすく物事が進んでいったので、それに関しては、ものすごく裁判を実際終えた後は、ああ、経験してよかったなという、その何と云うんですか

ね、達成感じゃないですけど、みんなにこういう裁判员も経験してほしいなというのは思いました。

今さっきも言われましたように、まだ全国的にはものすごく裁判员というのは浸透しているように見えるんですけど、佐賀ではまだその辺はものすごく浸透していないように見えていて、その辺の格差がまだあるので、もうちょっとその辺のあれが全国と一緒に浸透すれば、もっと皆さんに経験をしてもらえるんじゃないかなとは思うんですけど、ただ、やっぱり会社の規模によってちょっと違ってくるので、もうちょっとその辺をいろんな人に見て、聞いて、知って行ってほしいなと思いました。

以上です。

司会者

どうもありがとうございます。では、3番の方お願いできますか。

3番

私も裁判はテレビの中でしか見たことがなかったので、実際に選ばれて本当に最初は不安と緊張でいっぱい、選ばれた日の午後から実際に入らないといけなかったんで、その中ですごく不安が強かったんですけども、参加してみて、やっぱりいろんな知識が必要なんじゃないかなと思っていたけど、実際さっきもあったんですけど、分かりやすく説明してもらって徐々に慣れてきて、自分の中でも考えられるようになって、意見を出すときも出しやすい環境というか、雰囲気のできたので、それはよかったなと思います。

で、実際選ばれると思っていなかったんで、貴重な経験ができたと思うし、周りの人とかが選ばれたら、時間とかですね、余裕があれば参加してほしいなと思います。

司会者

そうですね。ありがとうございます。じゃ、4番の方、一般的な感想を

お願いできますか。

4 番

私は今まで裁判とか世の中のこととかを全く知らなくて、本当に私なんかがしていいんだらうかって選ばれたときに思って、実際やってみて、その途中も、やっぱり言われていることとかもみんなみたいに理解できないし、言葉も全然分からないし、1日目はもう本当すごく不安で、もう不安で不安で仕方なくて、でもだんだん2日目、3日目とかやっていくうちに皆さんが言葉とかも教えてくれるし、意味も私ができるようにちゃんと最後まで教えてくれるし、私の気持ちとかでしか言えない意見もちゃんと聞いてくれて、それを反映してくれるので、私は全然知らなかった世界に飛び込めて、それが経験できて、なおかつ今から生きていく上ですごく参考になったし、参加してよかったという意見しかありません。

司会者

本当にありがとうございます。

今、全般的な感想、御意見を承ったところでございますけれども、どうでしょうか、皆さん方から何かお互いに何かありますか。これがどうだったというのはありますか。そういうところはないですか。こうだったよねとかいうことはありませんか。

分かりました。じゃ、次のステップへ移らせてもらって、審理、評議などについての感想の方に入らせていただこうと思いますけれども、先ほど言いましたように、裁判員裁判の手續ごとに節目節目ごとにお話を聞いた方が多分分かりやすいと思いますので、その節目ごとに議題を振らせてもらおうと思います。

まず、法廷での審理について感想をお聞きしたいと思うんですけれども、思い起こしていただくとお分りのとおり、最初に人定質問、被告人の名前とかそういうのを聞いて、その上で起訴状の朗読があって、その後、検

察官と弁護人が冒頭陳述という形でそれぞれの立場からこの事件のストーリーの全体像を述べるという機会がある。その次に証拠書類の取調べが、普通は大体調書の朗読とかそういうことがある。最後に大体証人尋問とか被告人質問、大体こんなステップで移っていきたくらうと思われます。

その上で検察官が論告求刑をし、弁護人も最終弁論を行う。で、審理としてはそこで終了ということになるというのが普通の流れだらうと思います。

まず最初の段階で、冒頭陳述というのがあるんですけども、検察官がこれから証拠によって立証しなければいけない、実はこうですよというのを検察官、弁護人も同じように、こういう役割なんですけれども、この検察官と弁護人の行った冒頭陳述にはどうでしょうか、まず今覚えていらっしやいますかね。どうだったかなと、御記憶にあられるか。忘れていらっしやる方もいるかもしれませんけど、どうですか。

1 番

私が一番印象に残っているのは、目の前で刃渡り 25 センチですかね、30 センチくらいあった包丁です。それがまだ血痕が付いていたんですよ。もうあれを見てやっぱり何か驚きましたね。ですから、今いろんな他の殺人事件でも結構ビデオで死体が映ったりすることがありますよね。結構撮り方とかそういうような物証とか証拠によって何か感情が相当変わってくるんじゃないかと思うんですよ。

あのとき、私は包丁を見ていなかったらそんなに思わなかったんですけど、こんな厚い包丁を見て、うわあ、こんなすごいなとか思いましたので、私はまず物証なんかが多少大きな、何か一般の人、裁判官はいつも見ているからそんな感じないかも分かりますけど、私たちはほとんどそういうのは見ませんからね。あれによってやっぱり相当心を動かされるんじゃないかなと思いました。

司会者

ああ，なるほど。それは証拠のことになるので，後でまたその話をさせてもらいますけれども，一番最初に検察官が，多分皆さんのところですよとA3の紙を配っているようなものがあると思うんですけども，それでこういうように今後この事件の全体像はこうですよということを示す場面があると思うんですね。そのことでまず皆さんがそれを見て分かりやすかったかどうか，こういうふうになるんだということが理解できたかどうか，その辺をまず聞かせていただければありがたいなという気がするんですけども，どうでしょうか。だれからでも結構なんですけど。じゃ，3番の方どうですか。

3番

何か事件が3つくらいあって，その流れで書かれてあったので，私は分かりやすかったかなと思います。

司会者

この書面を読んで理解をするのに時間がかかるとか，そんなことは大丈夫でしたか。ずっと理解はできましたか。

3番

多分，その裁判の間には聞きながら追い掛けながらなので，終わった後に戻って読み返したりしないと，やっぱり入ってこない。

司会者

なるほどですね。どうでしょうか。じゃ，4番の方いかがですか。

4番

私は全く最初入ってこなかったんです。全く入ってこなくて，一番最初にそれを聞くから，私の中のイメージがもうそれなんだと最初になってしまって，その後，またみんな評議室とかに戻って，今日これが最初に言われることでこれを今から評議しますというふうに言われて，ああ，そうい

うことなんだと思って、でも一番最初に聞いちゃったのがやっぱりイメージとしては一番大きく残ったので。

それから、いろいろ話合いをして意見というか、自分の考えも後では変わっていったんですけど、一方的な一番大きい私の気持ちはやっぱり一番最初に決まってしまったので、そこから変えていくのが結構難しくて、文章とかはすごい長文でブワッと文が書かれている状態で、文章を理解するのがすごく私は難しいなと思って、もうちょっと分かりやすくなったらいいなと思いました。

司会者

どうぞ、1番の方お願いします。

1番

思い出しました。皆さん当日ここに来るとは、自分は選ばれないと思って来るんですよね、大体。そしてここで選ばれてびっくりして、そしてすぐ皆さんその日に法廷に出ますよね。あれが、もし午前中に来たら、その日の半日はそれをもって1回勉強して、その翌日に法廷に行くのだったら心のゆとりがあるんですけども、その日に行きますよね。1時間か、説明はある程度受けるんですけど、あれはもうちょっと、やっぱり皆さん自分は当たらないと思っておりますので、そこに半日ぐらい余裕があったらいいなと思ったということを今、思い出しました。

司会者

なるほど、そうですね。どうでしょうか、2番の方いかがですか、何かございませんか。

2番

私の場合は、事件性がそこまで・・・、結構厳しいものではあったんですけども、検察官やら弁護士さんの方が配られた紙をパッと見て、自分の場合はものすごく分かりやすく書いてあったのと、こうやってこれがこ

う起きたんだという事件が一つ一つ細かく分かりやすく書いてあったのが、ずっとこの後の評議をしていく上で、法廷が進んでいく上では、ものすごく自分たちも、その紙をもらったおかげで、最初はやっぱり、うんっというのもあったんですけど、だんだん時間が経つにつれて、ああ、ここを今言われているんだ、ここは何だというのが、それで結構自分たちもメモを取りやすくて、そこがものすごく自分たちの場合はまとめてきれいに書いてあったのが分かりやすくて、自分たちの知識がない分きれいに分かりやすくされていたのが有り難かったなと思いました。

ただ、もうちょっと書類を少なくというふうなあれではあったんでしょうけど、私たちの場合はもうちょっと詳しくその辺を知りたかったなと。後で、判決とかのあれにも、それでもうちょっと決められたんじゃないかなって。結局は最後はみんなで決めるので、その部分が何か文足らずみたいのところになってしまったので。だから、そこがもうちょっと裁判で争った後の自分たちの中では、やっぱり書類足らずじゃないですけど、何か文足らずになってきて、どうしようかなというように、最後は困りましたね。

司会者

ああ、そうですか。ありがとうございます。

じゃ、今度は先ほど出ました証拠の方に話を移ろうと思うんですね。さっきちょっと出ていますけど。

まず最初に、普通は検察官が証拠を請求するということになると思うんですね。それで、大体先ほど包丁の話も出ましたけれども、被害者であるとか、目撃者がいれば目撃者の方の供述調書という書類を、こんなふうに言っていますよということを検察官が朗読をするという、普通はそういうふうになって、それから、あるいは必要があれば写真なんかを見せると、こんなような段階になっていくと思うんですけども、これで、皆さんの

中でどうでしょうか，これは分かりにくかったとかいうようなところがありますでしょうか。

先ほどは1番の方から，これはインパクトがあったという御紹介があったんですけども，インパクトがあるものでも結構ですが，分かりにくかったというものでも結構なんです。じゃ，2番の方お願いします。

2番

私の場合は，証拠がものすごく決め手になったので，それをもうちょっと詳しく見せてもらいたかったですね。その事件によっては，余り見せてほしくないなという部分もあるんですけど，私の裁判のときは，その証拠がものすごく決め手になっていったので，これは後で若宮裁判長にも言ったんですけど，もうちょっとそこを詳しく見せてほしかったんですね。で，ちょっと大きい画面とかでもこうやってこうなりましたよという，その証拠物件が一番やっぱり後でものをいってくるので，もうちょっと，私たちはただパッパッパッと渡されたただけだったので，そこで余り詳しく見られなかったのがちょっと後での評議・判決のときに，結局もう1回それを借りて見てという感じになってしまったので，できればその法廷の中できれいにじっくり見せてほしかったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。どうでしょうか，何か分かりにくいとか，理解しにくいもの，何かありましたでしょうか。特にないですかね。

大体供述調書というのを朗読をしますよね。あれの時間がどのくらいだったか覚えていらっしゃるでしょうか。4番の方の場合には，かなり長い朗読時間があったようにお見受けするんですけど，どうでしょうか。集中力は途切れませんでしたか。

4番

集中力は途切れました，中間。何か，今どこの何の話をしているんだろ

うというのが途中からよく分からなくなってきた、終盤に差し掛かると、ああ、そうだったそうだった、こういう話だったと思って戻ってくるんですけど。そうですね、やっぱり長いと何か聞けなくなってきましたね。

司会者

大体どのぐらいだったか覚えていらっしゃいますか。

4 番

時間は覚えていないんですけど、すごく長かったということは覚えていません。

司会者

ああ、そうですか。どうでしょう、3 番の方はいかがですか。その辺覚えていらっしゃいませんか。

3 番

何か幾つかあったので。でも、見たような書類というか、画像が何回も出てきたなとか。聞くのにいっぱい終わった感じ。

司会者

ああ、聞くのにいっぱい終わってしまったという感じですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

1 番の方は結構大丈夫でしたか。朗読時間、結構長くなかったですか。

1 番

時間は別にそんな感じなかったんですけど、調書というのですかね、あの作り方が弁護士側の作るのと、検察官が作るの全然違いますよね。あっと思ったんですけど、どっちか、うわあ、こっちの方がいいなと、申し訳ないがどっちだったか覚えていないんですけど、こっちの方が親切だな、分かりやすいな、こっちの方は分かりにくいなというのは感じたですね。すみません、正式な文書名は忘れまして。

何か私たちの中で調書と言ったら、統一された様式の中にあると思うん

ですけど、それじゃないですよ。それぞれの弁護士さん、検察の方が作られているんですね。何かそこが作りが違うなと思って感じました。

司会者

そういう調書の朗読があると。それから、あと、調書の朗読で済ませることももちろんあるんですけども、どうでしょうか、やっぱり証人として話を聞きたいとか、そういうようなことはなかったでしょうか。それはそれで調書でよかったか、あるいはこれだったら証人に話を法廷で聞いた方がよかったかなと思うようなのがありましたか。どうでしょうか。1番の方、お願いします。

1番

先ほど言いましたように、そのつもりで来ていないんですよ。裁判員になる。その意味ではなかなか思っても聞けないです。思ってもなかなか聞けないんじゃないですかね。相当勇気が要ると思います。

司会者

私の質問が悪かったかもしれないんですけども、検事や、あるいは弁護人が書面を朗読するという形で、例えば、被害者の方がこういうふうに言っていますよということを法廷の中に出すんですけども、それ以外に、その方に証人として来てもらうというやり方ももちろんあるんですけども、どちらが皆さん方にとってはいいかなという、そういう質問なんですけど、どうでしょうかという。

1番

ちょっと……。また……。

司会者

1番の方ですと、例えば、被害者の方いらっしゃいますよね。その被害者の方は1番の方の場合には来ていただきましたか。

1番

もうちょっと・・・。

司会者

尋問されましたか。

1 番

いいえ，それはないです。

司会者

なかったですか。ただ，聞いてみたいと思われませんでしたかという，
そういう質問です。

1 番

ですから，思ってもなかなか言えない，慣れていないもんで聞けないと
いうことです。

司会者

ああそうですか。分かりました，ありがとうございます。

例えばですが，3 番の方の事件ですと，実は3 番の方，証人尋問をされ
ましたよね。その証人尋問を聞かれて，その尋問の中身というのはよく分
かりましたですか。

3 番

よく覚えていない。

司会者

覚えていない。はい，分かりました。ありがとうございます。

それから，4 番の方ですと，あの事件の場合，精神科のお医者さんの尋
問があったと思うんですけど，それを聞かれてどうでしょうか。どんな感
じを受けられたのか。よく分かったか，それとも，もうちょっとこういう
工夫をしてほしいと思われたかということなんですけど，どうでしょうか。

4 番

精神科の方のお話を聞いていると，最終的にはそれはこの判決には関係

ないというか，そこは考慮しなくていいというふうには言われていたんですけど，でも，実際そういう話を聞くと，でも考えないわけにはいかないし，でも入れないでいいと言われるし，どうすればいいのか，やっぱり迷いましたね。聞いて余計にどうしたらいいのか分からなくなったし，深く考えることはできたんですけど。やっぱり調べる人とかそういう人によっても，被告人の言っていることが変わったりとか，そういう部分いろいろあるので，いろんな人から話を聞くのはいいと思うんですけど，聞けば聞くほど迷っていくという・・・。

司会者

それでは，供述調書だと被告人の話を聞く場面があると思うんですけども，いかがでしょうか。まず被告人質問は行われましたよね。それで，これとは別に被告人の供述調書の取調べもあったと思うんですよね。これはどうでしょうか。被告人から直接話をしてもら方がいいのか，それとも，調書と両方やるのがいいのか，その辺はどうでしょうかね。どちらが分かりやすいかですけど。

4 番

被告人に聞くの・・・。

司会者

被告人から直接話してもら方がいいか，それとも，調書を取調べて朗読してもらおうと思うんですけども，その朗読してもらったものと両方あった方がいいか，その辺はどうでしょうか。

3 番

そこで話せる，被告人本人が話せるならいいのかな。でも，調書を取ったときと今と違うことを言われるとかはないでしょうか。

司会者

あるかもしれませんね，はい。

どうでしょうか，被告人質問で何か皆さんの方で，じゃあこういうふう
に感じたとかいうようなところがあれば教えていただけたらと思いますが
いかがでしょうか。1番の方どうぞ。

1番

私の場合は，もう何か相当反省されている，後悔されているという姿が
調書なり質問を皆さん一人ずつされたんですけど，その感じでは相当反
省されているなということは感じました。直接口から聞いてですね。

司会者

それはよく分かったということになるんですかね。

1番

はい，そうですね。

司会者

2番の方はいかがですか，その辺は。

2番

私たちの場合は，裁判長と裁判官が質問されたことにはやっぱり何の表
情も変えられなかったのが，私たちが聞いたことによって何かちょっと表
情が変わったというか，ものすごく動揺されているんじゃないかなとい
うのはものすごく手に取るように分かっている，何か私たちが質問したのは
何か自分の中では想定されていないのかなという，逆に裁判長とか裁判官
たちが言われるのがもう自分の中で分かっている，私たちが質問するのは
何を言われるか分からないから，ものすごくその辺で動揺されているんじ
ゃないかなというのが，質問した時点までは何も，普通に言われていたの
に，何かだんだんあれっとなってくるくらい変わられたので，そこが私た
ちとしては質問をして逆によかったなというのは思いました。

司会者

ああ，どんな質問か知りませんが，きつといい質問をされたんですね。

どうでしょうか，3番の方覚えていらっしゃるでしょうか，被告人質問のとき。

3番

あまり表情とか変わらなかったイメージでした。

司会者

ああ，そうですか。直接お話を聞いて，何か心に感じるものとか，そういうものはありましたでしょうか。

3番

あまり……。感情はあまり入っていない感じで，言葉数もそんなに多くなかったイメージがあるので。

司会者

反応があまり少ない方だったんですね。

3番

そうですね。

司会者

そうですか。はい，ありがとうございます。4番の方いかがですか。

4番

私がしたときはIQが低いという方だったんですけど，最初はその方と一番最初に話したときに，感情がちょっと高ぶったりとか，急に笑顔が出たりとか，最初それを見て私は，もう何て人だって思ったんですけど，でも，やっぱりいろいろ話していくうちに，それがIQとかに関係してくる部分なんだなと思って，やっぱり話してみなかったらそれは分からなかったもので，話してよかったと思います。

司会者

話してよかったということになるわけですね。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。どうでしょうかね、やっぱりそういう話をする、被告人質問とか証人に直接話をするときというのは、もう皆さん集中力が、さっきの話じゃないんですけれども、途切れるということはどうですか。さっき4番さん途切れちゃうとおっしゃっていらっしゃったけど。

4番

そのときは途切れませんでした。

司会者

大丈夫でしたか。そこは皆さんの記憶の中で残っていらっしゃるものなんですかね。そうでもないですか。

1番

そうでもないですね。

司会者

ああ、そうですか。分かりました。

どうでしょうか、一般論なんですけど、証拠調べの過程を通じて、先ほどこっちと1番の方が最初に包丁のことをすごく鮮明に覚えていると、こういうふうにおっしゃっていらっしゃったんですけれども、2番の方はどうでしょうか。何が一番この証拠取り調べの最中に、これは私は一番すごいことだったというようなことはありますでしょうか。

2番

私の場合は、証拠が一番の決め手だったので、何と言うんですかね、それがものすごく簡単なものだったので、これだったらちょっとよくこれを思いついたなというところでもあったので、私たちでも発想ができるようなことだったんですけど、ここの辺でそれをパッと見たときには、確かにあれなのかという、これも私の場合は、言っているのか分かりませんけれ

ども、通貨偽造だったので、簡単なお札だったんですけど、パッと見は本当のお札だったんですね。だから、これやったらみんな作れるなという、私もそういう印象は持ちました。

司会者

ああ、なるほどですね。ありがとうございます。3番の方、これはというのがありますか。

3番

特に証人尋問で、主犯格の子が一番印象に。最後に被告人の刑を軽くしてくださいって言われたのが残っています。

司会者

それはやっぱり、例えば、さっきの話に戻るんですけど、調書でやるのと朗読でやるのと、だから目の前で聞くのとではどちらが分かりやすいですかね。

3番

実際、そうですね・・・目の前で聞いたりとか、口調とか表情とかは見の方がいいと思うんですけど、みんながそれができるわけじゃないので、どっちがいいとは・・・。

司会者

いえいえ、分かります、結構です。ありがとうございます。どうでしょうか、4番の方、何かありますかね。

4番

私が一番に残っているのは被害者の方の写真で、最初見るのもすごく迷ったんですけど、でも、ちゃんとそういうのを見る責任があると思ったので、見なきゃと思って見たんですけど、やっぱりすごくショックが大きくて、その場で泣いてしまって、その後またずっと引きずったんですけど、どういうふうにしてこうなったのかなというのをその後もやっぱり考えな

いといけないから，ちゃんと見たいのに，でもちゃんと見れないという気持ちで，そこは難しいところだなと思いました。

司会者

ありがとうございます。

それでは，証拠調べのところはそのくらいにさせてもらいまして，証人尋問とか被告人質問が終わりますと，今度は検察官と弁護士からそれぞれ論告とか，あるいは弁論という名前なんですけど，意見が述べられることになるんです。これをお聞きになられた感想をお聞きさせてもらおうと思うんですけども，それぞれの内容について十分理解ができたか，あるいは，いや，もうちょっとこの辺は工夫したらもっとできるんじゃないのかというような観点からお教えいただければ我々の参考になると思うんですけども，どうでしょうか，1番の方がいかがですか。

1番

申し訳ないが特にそこは何もなかったですね。ただ，さっき言ったような資料の作り方が違ったので，ちょっとそこでどうしても気が行ったんですよ，私は。

司会者

2番の方，その辺はどうでしょうか。覚えていらっしゃるでしょうかね。大分前のことなので申し訳ないんですけど。

2番

私の場合は，論告，弁論のところではそこまで長くはなかったんですけど，もうちょっと分かりやすく資料をいただけたらなと。もうちょっとごく簡単にまとめられてから資料を渡して欲しかったなというのはありました。

司会者

ああ，そうですか。3番の方，覚えていらっしゃるでしょうかね，その辺は。

論告，弁論のところ辺は。

3 番

全く……。

司会者

全く覚えていないですか。ありがとうございます。こういうふうにしたらいいか、そういうことはあまり……。

3 番

あまり……。

司会者

中身は十分理解できるようなことでしたか。

3 番

紙をもらっていますよね。

司会者

ええ，多分そうだと思います。

3 番

紙をもらったのと，スライドだったのか今ちょっとごちゃごちゃなんですけど……。

司会者

分かりました。ちょっと前のことなので，分かりにくくなって申し訳ないと思います。

4 番の方はどうですか。覚えていらっしゃるでしょうかね。

4 番

どれが論告，弁論だったのかがよく分からないので。

司会者

はい，分かりました。ありがとうございます。

1 番

ちょっと今，正直言って，これ，もう私の裁判のときからは1年ぐらい近くになるんですかね。なかなかそこら辺まで覚えていないのが実情です。

司会者

申し訳ございません，私の方が無理を申し上げているようで。

それでは，その他の項目に入りますけれども，審理に関する事で，検察官や弁護士にこういう点がもうちょっとこういうことをやってもらえればよかったなというような点があれば教えていただきたいんですけれども，どうでしょうか。何でも結構ですから。

こういう点をもうちょっと工夫してくれたら，さっき2番の方は，もう少し見せてほしかったという御意見がございましたけれども，それ以外のことで結構です。それでは，4番の方お願いします。

4番

いつもはどうか分からないんですけど，私のときは，弁護士の方の資料がすごく文章だけとか，色とかも余りなくて，検事さんの方は色とか図とかすごく分かりやすく書いてあって，私でも理解できたんですけど，弁護人さんの方は理解が余りできなくて，そこをもうちょっと分かりやすくしてもらえたらなと。

司会者

ありがとうございます。いかがですか。何でも結構ですけど，特にありませんか。どうぞ，1番の方お願いします。

1番

審理のときに弁護士さんとか検察の方が何か専門用語を使われて，評議のときに私たちがこれ，どういった意味ですかというふうに質問せんとですな，そういうのがあったので，逆にもう前もってそういうのは分かりやすい言葉にしてもらったらよかったかなという点が一二点ありましたね。

司会者

ああ，そうですか。ありがとうございます。

じゃ，評議の話が出たので，評議の方に入らせてもらいますけれども，まず，評議のとき自分の言いたいことは言っていただけるという点ではどうだったですか。大丈夫だったですか。

1 番

評議のときは私は十分意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

司会者

2 番の方どうでしょうか，その辺は。自分の御意見を述べにくい雰囲気だったのか，その辺はないでしょうか。

2 番

私の場合は，みんなが裁判官や裁判長の方と一緒に評議を評議室でしたんですけど，皆さんきれいに評議，意見が出て，ものすごく私たちなりにいろいろな表現ができたし，そこは判決を決めるに至るまでは私のほかの裁判員の方たちともものすごく審議をして，裁判長とか裁判官の方たちに今までの判例とかもいろいろ全部聞いて，みんなできれいに考える時間ができたので，そこはものすごくよかったなと思います。

司会者

ありがとうございます。どうでしょうか，その評議のことについて，皆さん，3 番の方いかがですか。

3 番

言えないとかはなかったです。みんな思っていることとかを少しずつ言えるようになった。

司会者

対等な立場で話せるような雰囲気でしたでしょうか。

3 番

はい。ただあまり長すぎて、疲れて逆に考え切れなくなるときがありました。

司会者

ああ、そうですか。4番の方、いかがですか。

4番

意見がずれたときとかに、私はみんなが同じような意見に合わせて言っちゃうんじゃないかなと思っていたんですけど、意見が違って、ちゃんと自分の意見を皆さん言っていたし、若宮裁判官が自分からあまり言わないような人にも意見を聞いて、ちゃんとみんなの意見が出るようにしていたので、ちゃんとみんなで話し合いができたと思います。

司会者

ああ、そうですか。ありがとうございます。

評議の時間は、3番の方、ちょっと長いと感じられましたか。

3番

じゃなくて、裁判・・・何日目かは忘れましたが、すごい帰るのが遅い日があつて。

司会者

ああ、なるほどですね。それはすみませんでした。

私の方は、評議の時間が足りないとかそんなようなイメージはお持ちになっていらっしゃらないかなという気もしたんですけども、評議の時間としては十分だったでしょうかということなんですけれども、どうでしょうか。2番の方お願いします。

2番

私たちの場合は、もうちょっと評議の時間を欲しかったなと。もうちょっと評議をして話を煮詰めてきれいに評議をして、余りにも時間がとんとんと短く進められたので、結局は何か流されたような感じになってい

ったので、もうちょっと評議ができたらなと思いました。

司会者

そうですか、ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。じゃ、1番の方、いかがですか。

1番

私たちのときは、時間的なものも特に短いとは感じなかったし、その雰囲気づくり、意見を聞くですね、やっぱり皆さん自信がないから遠慮しておこうかなという気持ちがあるんですけども、そういった雰囲気がよくて、ほぼ全員の方が、それぞれ意見を述べられて、言いやすい雰囲気を作られてあったかなと私は思いました。

司会者

ありがとうございます。時間の点はいかがでしょうか。4番の方はその辺は。

4番

協議をする内容にすごく左右されると思うんですけど、やっぱり一番重要な部分を話し合うときは、やっぱりもうちょっと欲しいなと思います。

司会者

ああ、そうですか。はい、分かりました。3番の方、何か補充ありますか。先ほど言われた点でよろしいですか。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。裁判員同士は、評議のとき議論というのはあるのでしょうか。例えば、お互い何番さんの御意見はこうだけれども、自分はこう思いますと、こういう話とかいうのは出たりするもんなんではないでしょうか。ちょっと今4番の方がうなずかれていますけど。

4 番

私のときはありました。意見が違う場合でも、さっきも言ったんですけど、何番さんはこうおっしゃられていたけど、それも分かるけど、私はこう思いますみたいな意見が出ていました。

司会者

ああ、そうですか。ほかの方はその辺のところはどうでしょうか。ちょっと前のことになるので、申し訳ないんですけど。

いろいろあるんですけど、1つ大きな問題として、評議で量刑というものが非常に悩まれることだと思うんですけども、この量刑を決める際に、皆さんが一番考えられた、あるいは役立ったものというんでしょうか、そういったものはありましたでしょうか。じゃ、1番の方お願いいたします。

1 番

私たちの事案の場合はよくあることで、酒飲んで口論になって包丁を取り出したり、正直言ってよくある事例かと思うんですよね。それで、先例も結構ありましたので、それを参考とすることを1つと、もう1つは、示談が済んでいるし、被害者の方の何というんですかね、嘆願書ですかね、そういったのも出ていましたし、被告人の反省の姿等も含めて、この裁判員制度というのは市民感覚を取り入れるのが一番の目的かと思うんですけど、そんな感覚はなかったもので、もうほぼ先例を参考にすることが一番いいのかなという感じで、割と意見は執行猶予と懲役が若干何年か違ったんですけど、話しているうちに私は大体ほとんど1本にまとまったんじゃないかと思っていますけど。

司会者

先例を参考になさったと、こういうことですね。じゃ、2番の方その辺はどうですか。一番役に立ったのは何でしょうか。

2 番

私の場合も、今までのあれを全部言われて、それを参考にしてほかの裁判員の方と一緒に詰めていったんですけど、やっぱり今さっき1番の方が言われたように、今までの前例をずっと見て決めてしまうというのも怖いなど。逆に、新しく作ってしまうといけないんですけど、それはそれでまたちょっと自分たちの扱っている事件はきれいに決めた方がいいんじゃないかと、そんな先例に絶対従うというのものもあるかもしれないんですけど、その辺がちょっと私たちもよく分からなくて。だから、少し逆にそれが評議の邪魔になったようなところも私たちの場合はありました。

司会者

そうですね。じゃ、3番の方どうでしょうか。なかなか難しい事件だったと思うんですけどね。

3番

今までのを見て、何となくで懲役がどれくらいなのかとかのイメージがついたですね。本当に一から考えるのはちょっと難しいと思います。

司会者

ありがとうございます。じゃ、4番の方どうでしょうか。

4番

犯行に使われた凶器とかがなかったりしたので、想像しないといけなかったんですけど、やっぱり想像だと外れている場合もあるので、そういうのをどうしたらいいのか分からなくて、やっぱり今までの前例とかそういうのだったりとか、この方がどういう生活をしてきたのか、あとはやっぱり法律でこういうふうなことをやったらこうなりますというのを、最後はそこが……。気持ちに頼らずに行くにはそうなるしかないのかなと思って悩みました。

司会者

いや、ありがとうございます。量刑は特に、皆さん大変悩まれたかと思

います。

ちょうど3時になりますので、ちょっと休憩の時間を取らせていただこうと思います。3時20分に再開をしたいと思います。

< 休 憩 >

司会者

それでは、お約束の時間より1分ほど早いですが、再開をさせていただきます。

先ほどまでの時間で評議のところまでいきましたので、その他というところに入らせていただこうと思うんですが、もう職務を終えられてからある程度の期間が経過してしまいましたけど、今日、感じた感想として、どうでしょうか、事件が終わられた後、周りの方からどうだったかとかというような質問を受けられたり、そういう感想を聞かれたりするようなことは、皆さんとしてあったでしょうか。1番の方どうでしょう。

1 番

私の場合、特に「へえ、珍しさ。」と、その程度で、特にその後のことについては、あれはどうやった、これはどうやったというのは、やっぱり秘密の義務がありますので、それを意識されたかどうか分かりませんが、そんな驚くほど反応はなかったと思います。

司会者

どうでしょう2番の方、その辺はいかがですか、聞かれたというのは。

2 番

私の場合は、職場全体の上の方から下の自分たちと一緒に身分の方たちまで、いろんな方が興味を持たれていて、どうやったって、確かに自分ではちょっと言えるところと言えないところがあるんだよというのは説明を

した上で、ある程度の話せる部分は話をして、みんなこうやって裁判に参加したらこうやったよって、まあちょっと思ったより、ごく普通に参加ができたというのが、それを言ったらみんな安心して参加は簡単にできるのかなというふうに、その人たちなりに考えられていて、でも、会社の方の上の方に行けば行くほど、やっぱりそういうとにあまり逆にこっちの仕事の方に行っていてほしかったなというのがちょっと皮肉じゃないですけど、ちょっとチクリと言われたことはありましたね。

でも、私の場合は、裁判に参加したおかげで、自分が持っていなかった知識も得られたし、逆に裁判というのを今まで自分たちは堅く見ていたのが、こういうふうに柔らかく見えるようになったんだなというのは感じましたね。

司会者

そうですね、どうもありがとうございます。3番の方、いかがですか。後で何か周りからの反応なんかは。

3番

私も、一応職場には言っていっていたので、守秘義務とかがあるので、そんな詳しく聞かれることもなかったし、「すごく貴重な経験だから、よかったね。」と言う人はいました。

司会者

そうですね。ありがとうございます。4番の方いかがですか。

4番

私は、気持ちを聞かれました。すごく悩むんじゃないの、きつかったんじゃないのと。やっぱりみんなそれが一番、私の周りでは不安に思っている人が多いので、夜眠れているのとか、何かずっと考えたりしないのか聞かれて、それについては、私も眠れなかったり悩んだりしたので、そのとおりだけど、でもやっぱりやってよかったよというふうに言いました。

司会者

ありがとうございます。さっきから守秘義務というのが話にちょっと出ていましたけれども、守秘義務というのは、関係者のプライバシーを守ったり、それから自由に評議、意見交換をすることができるようにという趣旨で設けられているものなんですけど、その守秘義務というものが、これを守るということに、何というか、神経的な負担みたいなものが皆さんあったでしょうかね。その辺がもしあれば、御意見を聞かせていただければありがたいんですが、1番の方いかがですか。

1番

ですから、先ほど言いましたように質問されないので、特にこっちから改めて言う必要もありませんので。ですから、守秘義務で苦労したというのはないです。

司会者

ないですか。分かりました、ありがとうございます。
2番の方いかがですか。

2番

私の場合は、ものすごく守秘義務にがんじがらめにされてしまって、報道されている部分と言えるのは分かるんですけど、じゃ、自分たちはものすごくいろんなものを見てしまって、聞いたりしてしまって、じゃ、どこまで言っていないだろうというのがあって、ついポロツとってしまうという可能性もあるので、ちょっと結局話すことが、聞かれても答えられなくなったりとか。ちょっとその辺でとまどってしまったりとかして、ものすごく守秘義務、確かに大切なんですけど、私たちの経験したものがどこからどこまでの範囲と言えるのかなというのが分からないので、その辺をもうちょっと自分たちには教えてほしかったなあというのは。そこだけがちょっと……。私とその裁判が終わった後にはそれが報道で、それがこ

ういう事件がありました，こういう判決でましたというのは言われていたので，それは今私もどういふうに決めたのとか，そういうのも聞かれたりはしたので，それは言えなかったの，その辺でちょっとものすごくちょっとよく会社の仲間たちなんかは，ものすごくそういうところに興味を持たれてしまって，だからその辺に困りましたね。

司会者

そうですか，ありがとうございます。では，3番の方いかがですか。何か心理的な負担みたいなものはどうでしょうか。

3番

逆に，比較的会社も家族も分かっているの，そんなに根掘り葉掘り聞いたりされなかったんで，逆に何か裁判員に選ばれたということも，それも言っちゃだめなんでしょうみたいな・・・。

司会者

周りが。

3番

周りが。だから，多分どこまで言っているか線引きとかは分かりにくい。

司会者

分かりにくいと。ありがとうございます。4番の方いかがですか。

4番

何か1つのことを話すと，やっぱりみんな聞いてくるので，私はそういうのはもう言わないでおこうと思って。でも，言わないと，最初自分がすごく苦しんで，もうだれにも相談できないと思ったんですけど，一緒にそのときに裁判員で選ばれた方たちもやっぱりそういう部分で悩んでいる方とかもいたので，もうみんな「頑張ろうね。」というふうに言って，でも聞かれる分に関しては，やっぱり皆さん裁判員自体を言っちゃいけないと思っている方がすごく多かったので，特に聞いてくる人もいなくて，

だから大丈夫でした。

司会者

どうでしょう，守秘義務自体の必要性みたいなものは，皆さんどういうふうを考えていらっしゃるんでしょうかね。必要性はあるかないかというその点なんですけど。じゃ，今度は4番から聞いていきます。

4番

もちろんあった方がいいと思います。遺族の方とか，事件に関わっている人の気持ちになると，やっぱり絶対言えないし，当たり前のことだと思っています。

司会者

3番の方，いかがですか。

3番

あった方がいい。ないといけないかなと。

司会者

ありがとうございます。どうでしょう，2番の方は。

2番

私も，守秘義務に関してはやはり必要だとは思いますが，裁判員になる人たちには，これからそれがものすごく引っ掛かってくるんじゃないかなというのがあって，守秘義務は大事にしなければいけないけど，裁判員の方たちのケアを少ししてもらえたらなというのは。やはり4番さんが言われたように，私もものすごくそれを言えないまま自分の中で全部抱え込んでしまうので，結局だれにも言えずじまいで，1人でそれを処理していかなければならないので，ちょっとその辺のあれは，ケアは少ししていただけたらなと思います。

司会者

はい，分かりました。1番の方いかがでしょうか。

1 番

特に、守秘義務は必要かと思います。当然、新聞に載っている分については構わないかと思うんですけど、どこにやっぱし利害関係者があるか分からんし、もう1回言ったら取り返しのつかない世の中ですから、ほかと違いますから。当然、意識はするし、またそれは必要かと思います。

司会者

ありがとうございました。本当にきょう長い時間ありがとうございました。

それで、最後というわけでもないんですけども、これからもたくさんの方に裁判員をお願いせざるを得ないんですが、これから裁判員になられる方に対して、経験を踏まえた上でメッセージを言っていただくと大変ありがたいんですけども。じゃ、さっきの順番でまた4番の方からお願いします。

4 番

最初言ったんですけど、本当に私が選ばれていいのと思ったんですよ。何も知らないし、常識とか何も分からないのに、それでいいのと思ったんですけど、実際これでやってみて、いろんなことを知ることができるし、裁判官とか検事とか弁護士とか、普段だったらやっぱり関わらない人たちなので、そういう人たちにもすごく興味もわくし、世界がすごく広がると思うんですよ。テレビとか見ていると、事件とか、今までニュースとかも本当に全然見なかったんですけど、やっぱり全部に興味がわくし、知りたかって自分で思えるようになるので、すごくためになることだと思いました。ぜひ参加してほしいです。

司会者

ありがとうございます。3番の方いかがですか。

3 番

私も、本当に貴重な経験ができたなというのと、テレビでしか見たこと

がなかったので，実際の裁判の流れとか事件があっているとか，そういう世の中のことも知れたし，やっぱり最初不安でしょうがないけど，裁判官の方とか優しく説明してくれるので，それはもう安心できたので，よかったかなと思います。やっぱりまだそんなの出なくていいとかいう声もあったりするので，それとか，会社とかで来れないとかいう場合もあるかもしれないんですけど，もし機会があればいい経験になるので，ぜひ参加してほしいなと思います。

司会者

ありがとうございます。じゃ，2番の方お願いできますか。

2番

私も裁判員を最初はちょっと自分がやれるのかなというのはものすごく不安でしたけど，周りの方たちにいろいろ支えてもらって教えてもらいながら裁判も進められたし，こんな自分でもいろいろ意見を述べることもできたので，貴重なことだと思うので，めったにこういうのには参加はまずできないので，皆さんに経験してほしいし，もっと佐賀ではこういう裁判員制度があっているんだよというのを佐賀の皆さんにもっと分かってほしいし，ちょっと不安とかそういういろいろあると思うんですけど，できればこの佐賀の中での裁判員というのに皆さんに経験してほしいと思います。

司会者

1番の方お願いできますか。

1番

まだ3年目で，この裁判員制度がいいのかどうかというのは，まだ皆さん目に見えていないと思うんですよね。じゃ，裁判員制度をして，こういった点がよくなったというのも報道があれば，またこの裁判員制度の中の委員会とか何かあるんですかね。そういったところからの話が聞ければ，ちょっと私も裁判員制度はいいかなと思うと思うが。まだそこ聞いていな

いんで、どうかなというのが1点あります。

それともう1つは、結審というのは、さっきも言ったんですけど、2週間以内に上告しなかったらですかね、何かよう詳しくは知らんです。それで結審するんですけど、私たちが判決に加わって、その後何もありませんよ。上告がなかったら結審しました、これで終わりましたという。その辺はやっぱしちょっとですね。上告されませんでしたので、これにて解散いたしますとか、そんなこともやっぱし必要ですね。私たち一々新聞見て、載ればそれで結審したんだなと思うんですけど、載らなかった場合、私たち知りようがありませんので、その辺はちょっと御配慮はお願いしたいなと思っています。

以上です。

司会者

どうもありがとうございます。大変今日は長時間、緊張した場面を皆さんにお願いをして申し訳なかったと思っています。ありがとうございます。

これで一応意見交換会としては終了ということにさせていただきたいと思うんですけども、今日、記者の方もたくさんお越しいただいておりますので、もしも記者の方で何か御質問等がございましたら承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

記者

じゃ、まず幹事社から代表質問お願いさせていただいてよろしいですか。

司会者

はい、どうぞ。

記者

どうも、今日はお疲れさまでした。

記者クラブからの代表質問が1つあるんですが、裁判员経験者の皆さんに、裁判を実際に御経験なさって、気がついたところをいろいろあらわれる

と思うんですが，裁判員制度の改善すべき点など，改めてこうすべきであるんじゃないかとか，具体的に裁判を経験なされて思われているところ，感じているところなどありましたらお聞かせ願えたらと思います。よろしくをお願いします。

司会者

ありがとうございます。全員の方にお聞きした方がいいんでしょうか。それとも，だれかにということでしょうか。

記者

よかったら，皆さんお答えいただいてよろしいですか。

司会者

1 番の方から順番にお願いします。

1 番

私は，一番最初に言いましたように，やっぱり翌日ぐらいから法廷に出向くという形，やっぱりそこからの気持ちのちょっと整理といいますか，そういうのが欲しいなというのが1点。

それと，先ほど言いましたように，終わったら結審しました，お疲れさまでしたといったそれぐらいの手紙ぐらい欲しいなというのが1点です。

以上です。

司会者

ありがとうございます。2 番の方いかがでしょう。

2 番

私の場合は，この佐賀での裁判員のことを言いたいんですけど，今，ちょっと全国的に見て，裁判員はものすごく浸透していると言われてはいますが，佐賀では，この裁判員のあれがものすごく浸透してなくて，会社，会社によってはその人に対してものすごく不利益になったりとか，本当はそれはいけないんですけど，まだそういうところが整備をされていないの

で、もっとこの裁判員が、佐賀でこういうふうになっていますというのは、一応報道はされていても、結局は其中で、皆さんだれに当たるか分からないし、自分がいざ裁判員になるなんてことは皆さんも考えていらっやらないので、この佐賀での裁判員裁判をもっと佐賀で皆さんに知ってもらって、皆さんにこの裁判員を経験してもらって、ああ、やってよかったなって、もっと私たちだけではなく、会社や企業の人たちにもその裁判員というのを知ってもらって、ちょっと裁判員に選ばれましたという社員に対しての配慮をもっとしてほしいなと思っています。ちょっと今その辺のあれでものすごく裁判に出たいけど出られないという方たちがまだ、参加はしたいけど、それで結局会社の方の意向で出られなくなったとかというのも聞いたりするので、その辺をもうちょっと、裁判所の方で改善ができればして欲しいなと思います。

司会者

ありがとうございます。そういう努力は、今後ともしなければいけないと思っています。

記者

ちょっと今のお話で、少し補足してお聞きしたいところがあるんですけども、よろしいですか。

司会者

そうですね。じゃ、どうぞ。

記者

2番さん、最初から、職場に対しての参加への環境整備というところが非常に重要になっていくというふうなお話をなさっていたと思うんですが、あれですかね、ちょっとお話が先ほど少し出ていましたけど、御自分が裁判員として参加する中で、少し難しい点などがあられたということですか。

2番

私自身 ,ちょっと裁判員に選ばれましたというのを会社の方に伝えた後 ,裁判員はできたんですけど ,その後 ,自分に対してものすごく不利益なことが起こりましたので ,ちょっと結局その仕事の方はあれしたんですけど ,その辺で ,ものすごく自分に対しての不利益なところが出てくるので ,もっとその辺をもうちょっと企業の方たちに裁判員のことを知ってほしいなと思っていて ,会社としては ,逆に仕事をしてほしいのが当たり前なんでしょうけど ,逆にこの裁判員に選ばれた方たちを排除するみたいなことを ,そういうところをまだ考えていらっしゃる企業もあると思うので ,その辺をもうちょっと知ってもらえたらなというのはありました。

記者

不利益といたら ,具体的に。差し障りのない範囲でいいんですけども ,どういうところですか。

2 番

私の場合は ,自己都合で退職をせざるを得なくなって ,そういうところをつくられてしまったということです。

記者

もっと制度の意義なんかを広く会社や企業にも P R した方がいいということですかね。

2 番

そうですね。もうちょっと , はい。

記者

分かりました , ありがとうございます。

司会者

じゃ , 3 番の方いかがですか。裁判員裁判の問題について , 改善すべき点や思い当たる点がありますかという御質問だったと思いますが。

3 番

1 番の方が言われたように、その日にすぐ裁判が始まったので、気持ちの余裕がないというか、流れも、この日決まってすぐ30分ぐらいで説明を受けてごはんを食べてすぐだったので、何か理解しないまま入ってしまったので、もう少し最初の余裕があればよかったなと。

司会者

なるほど、ワンステップ欲しいと、こういうことですね。ありがとうございます。

4 番の方、改善すべき、思い当たる点があればということをお願いしたいんですが。

4 番

裁判員を最終的に選ぶのを、裁判が始まる1か月前ぐらいにしてもらわないと、選ばれるかどうか分からないのに1週間とかまとまった休みを取らなきゃいけないので、それで私は取らなかったで、裁判が終わった後仕事に行ったりとかしなきゃいけなかったし、何か気持ちの面でもやっぱり仕事もすごくつらいまま行かなくちゃいけないので、ちゃんとシフトとかそういうのが決められる1か月ぐらい前に決めてほしかったなと思います。

司会者

どうもありがとうございます。今、代表幹事の方からの御質問ございましたけれども、ほかの社の方はいかがでしょうか。

記者

よく報道、ニュースとか新聞が、事件だとか報じるわけなんですけれども、今回、事前に事件のことを知っていたかどうかも含めて、我々の報道が裁判員になるに当たって影響したか。ちょっとニュースとか新聞が、皆さんの裁判員になる上で、何か思うところがあったか。それとも、そういうのは無視して公平にできたのか。公平にというか、自分なりの

判断でできたのかというところを、まあ迷いとかなかったどうか、ちょっととまもらなくて済みませんけれども。

司会者

ちょっと私がそしゃくさせてもらおうと、なるに当たって、いろんなマスメディアの報道が障害になる。例えば、出ていくときに嫌だと思ったりか、要するに忌避したいという方の気持ちになるかという問題と、それから、評議したり審議して、有罪、無罪を決めたり量刑を決めるときに、いろんなマスメディアの報道が影響したかという問題と2点あるように思うんですけれども。

記者

主に後半の方です。

司会者

後半の方ですね。分かりました。

今、申し上げたように、いろんなマスメディアの事件の報道の内容が、自然に耳に入ってくると思うんですけれども、それが、実際のこの評議の中で、いわゆる量刑を決めたり、有罪、無罪を決めたりするときに影響するものでしょうか。影響しないものなんでしょうかと、こういう御質問だと私は理解したんですが、それでよろしいでしょうか。

記者

はい。

司会者

どうでしょうか。皆さんだれでも結構ですけど。じゃ、1番の方お願いします。

1番

私の場合は、この事件については全然知らなくて、ここに来てから初めて知ったもんで。あとは、全然その前に新聞とか見ていませんでした

から、特に影響があったとは私は考えていません。

司会者

2番の方、いかがでしょうか。

2番

私も、裁判員になってからその事件のことを知らされたので、別にそれに関しては何も。逆に知っていたら、それに固定観念を持ってしまうのかなと思うんですけど、逆に自分はそれを初めて聞いて知った事件だったので、何も問題もなく普通に裁判に入ることができました。

司会者

ありがとうございます。3番の方いかがですか。

3番

私も事件のことは知らなかったもので、そのときに聞いて……。

司会者

初めて情報に接したということですか。

3番

そうです。

司会者

じゃ、マスメディアの影響というのはなかったと。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。4番の方いかがですか。

4番

私も皆さんと一緒にないと思います。

司会者

そうですか。ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

記者

1番さんと3番さんにお伺いしたいんですけども、すぐに始まらずに、半日ぐらい余裕が欲しかったということでしたけれども、その間に、何かオリエンテーションみたいな、こういったものが欲しい、情報として裁判所から教えて欲しいとか、そういったことって何かありますか。

司会者

すみません、ちょっと今の御質問は、選ばれた後、実際に審理が始まるまでの間に、何かそういう……。

記者

裁判所の方から、何かオリエンテーションなり、裁判の進み方というのに対して、具体的なアドバイスといったらあれですけど、情報みたいなのを、こういったものがあれば、もっとすんなりと入っていったという何か……。

1番

情報取得というよりも、やっぱり最初選ばれて60人ぐらい来られますよね。その中の大体10分の1ですよ。さっきも言ったように、どうしてもやっぱり自分はまあ当たらないんだと思って気楽に来ていますよね。私たちが裁判員になると、相当の緊張しますよね。そういった意味からの時間がちょっと欲しいということで、これはもちろん1時間ばかりですね。確かそれも若干短いかなとちょっと私は思うんですけど、そういうことじゃなくて、精神的な余裕が欲しいということで、情報が不足とかそういったものではないです。

司会者

3番の方、いかがですか。

3番

私も、精神的な余裕が欲しいということで、次の日からとかでもよか

ったかなという・・・。

司会者

はい，ありがとうございました。先ほど，手を挙げられた方いらっしゃいましたけど。

記者

守秘義務について伺いたいんですが，皆さん基本的にあった方がいいというような意見だったかと思うんですけど，それは確か違反すると罰則規定なんかもあるんですが，その罰則も含めてあった方がいいと思っ
ていらっしゃるのかどうかをお聞かせください。

司会者

じゃ，よろしければ1番から。

1番

そうですね，やっぱり罰則がなかったらそこに付け込まれるんじゃないですか。どんな小さな罰でもいいので，やっぱりある程度規定がないとどうしようもなかけんと思うばってん，特に酒飲んだ勢いとかだったら，やっぱりついついということはあるんじゃないですかね，と思います。私は罰則はあった方がいいと思います。

司会者

ありがとうございました。2番さんよろしいですかね。

2番

私も，守秘義務に関しては賛成なんですけど，ただ，裁判員で，3番さんも言われたように，言えるところの線引きをしてもらって，その上で罰則を設けて守秘義務を設けていただけたら，それはあった方がいいと思います。その方が，ちょっと裁判をやっていく上でも何も保護もないままちょっとしてしまうのは，被害に遭われた方にしても加害者の方にしても，やっぱり守ってやった方がいいと思うので，それは必要だと

思います。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。守秘義務が今罰則付きという状態なんですね。例えば、評議でAさんはこんなことをしゃべりましたということを一様にしゃべってしまうと、そのことについては罰則、刑罰が予定されているんですけども、そういう刑罰付きで守秘義務を守るということについての御意見はどうでしょうかという質問ですね。それは必要でしょうか、必要じゃないでしょうかという御質問だと理解していいんですかね。

3番

やっぱり守る、被害者なりですね。守るためには必要と思います。

司会者

じゃ、4番の方お願いします。

4番

私は、必要ないと思います。実際、罰則があるというのも、多分、言われていたと思うんですけど忘れていたし、今あるんだと思ったので、別になくても言わなかったし、もう言わない。気持ちを考えれば言わないんじゃないかなと思います。

司会者

ちゃんと罰則なくても、そんなみんなちゃんとしゃべるようなことはしませんと、こういうことですよね。ありがとうございます。ほかの方よろしいですか。

記者

2番さんにお伺いしたいんですけども、通貨偽造というのはなかなか特殊なというか、被害者というのが傷害とか殺人とか、そういう明確にはないというか、そういう裁判員裁判にかけるのはどうなんだという

意見もあるんですけど、通貨偽造というのは、やってみて、裁判員裁判でもいいのかという感覚は持たれましたか。それとも、裁判員裁判から外した方がいいんじゃないかという感覚を持たれたかちょっとお伺いしたいんですけども。

司会者

事件の中身はちょっとだめだと思うので、一般論として通貨偽造というものについて、こういうような犯罪まで裁判員裁判もやることは適正だと思うかどうかと、こういう質問と受け止めてよろしいですか。

記者

そうですね。人を傷つける刑が多分多いと思うんですけど、そういう中で、通貨偽造という余り親しみが無いといたらあれですけど、身近ではない犯罪を裁くことに裁判員裁判が適しているのかどうかというのをちょっとお伺いできれば。

司会者

2番の方がいかがでしょう。

2番

私はその辺を感じたのは、これは、裁判員裁判には一番必要だと思います。その理由として、今さっき言われたように、人を傷つけたりとか、そういうのは確かに証拠物件を見せられたりするとつらいんですよ。ものすごく精神的に負担になります。でも、この通貨偽造というのは、私はその証拠物件を確実にしっかり見せてさえいただければ、自分たちでこの裁判をしていく上でものすごく重要な物件ではあるんですけど、裁判員裁判にはものすごくこれは必要で、皆さん　ちょっとこう言ったら失礼になりますけど、初めて裁判員に参加される方に関しては、こういった事件の方が逆に、ものすごく分かりやすいのじゃないかなと思います。逆に、人を傷つけたとかそういったのは、余計に初めてなので、

そういう知恵がないと思っている、私もそういう観念を持っているので、逆に通貨偽造みたいなのが、簡単といたら失礼なんですけど、私たちからしたら、ものすごくそういったのに余り知恵がなくてもすーっと入っていけると思います。

記者

ちょっとすみません。意見交換会の中で、4番さんのおっしゃっていたことでちょっと確認したいんですけども、審理の際に出された資料で、文書だけで書かれていて難しかったというのは、弁護士から提出された資料ですかね。

4番 はい、そうです。

記者

分かりました。でも、裁判の争点に関しては、裁判官の方から分かりやすい説明があったので、基本的にはよく理解できたということですよ。

4番 はい、そうです。

記者

ありがとうございました。ちょっと確認でした、すみません。

記者

それに関連してなんですけど、4番さん。弁護士側の内容と検察側の内容でプレゼンテーションにちょっと差があったということで、最初に受けた印象として、ちょっと検察側に気持ちが悪く寄ってしまうとか、そういったことというのはありましたか。

4番

分かりにくいとか分かりやすいとかで、検事さんが言っている方が分かりやすいので、そっちの方がやっぱり聞きやすいというのはあるので、気持ちが寄りがちにはなるとは思うんですけど、重要な部分で、最初に

ここを考えてください，そこを見てくださいというのが最初にもう挙げられていたので，分かりにくい文とかではあったけど，こっちの方が読みやすいから，検事さんの方が正しいことを言っているとか，そういう気持ちにはなりませんでした。

司会者

よろしゅうございますでしょうか。それでは大変長時間にわたってこの意見交換会を執り行わせていただきました。今日は本当に4人の方，ありがとうございます。ただでさえお忙しいのに，また来ていただいたというか，また負担をかけてしまいました。心からお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

では，今日の意見交換会は，これでお開きとさせていただきますが，皆さんからいただいた貴重な御意見，参考にしながら，やはりこの裁判員裁判の制度，先ほどおっしゃっておられましたように，まだ3年，子供でいえば3歳というのは，まだよちよち歩きのような制度というふうになりますので，我々の方がまたこれから一生懸命，育てていくように努力をさせていただきたいと，このように考えております。本当に，この御意見は大変貴重なものだと思っております。

じゃ，今日はありがとうございました。心からお礼申します。どうも今日は御苦労さまでした。ありがとうございました。

記者

すみません。せっかく法曹三者の方がいらっしゃるので，今回の意見交換会の感想というのをお願いしたいんですが。

司会者

なるほど。じゃ，よろしければ。若宮判事いかがでしょう。

若宮判事

実際の裁判員裁判のときには十分聞けなかった感想などを今日は改め

て聞かせていただいて、大変参考になったと思っています。

今日参加していただいたのは4名の方々ではありますが、実際はもっと多くの経験者の方がいらっしゃるわけです。今日の4名の方々の感想、御発言を聞いていて、だんだんだんだん当時のことが思い起こされてきて、私も大分記憶が怪しくなっていたところがあって、それが鮮明に思い起こされて、大変なつかしくかつ感激いたしました。

で、やはり評議が活発になっていい意見が出る、そしていい裁判になるというためには、裁判官が評議において、その雰囲気づくりや運営に気をつけるということはこれはもう当然のことなんですけど、やはりなんといっても法廷がすべてでございまして、検察官と弁護人が裁判員の方、補充裁判員の方にきちっと言いたいこと、述べたいことをお届けすると。それが一番肝心なことだと思うんですね。そういう意味で、何度も言われていましたけれど、分かりやすい主張、立証をするということが肝心でございまして、それさえできれば、裁判員の方々には法律家に倍するような、豊かな経験や感覚、これをお持ちなので、そこにスイッチが入って、この事件はこういう事件なんだな、こういうことが判断として求められているんだなということが、それはもう法律家が、つまり裁判官が詳しい説明をするまでもなく、こんこんと湧いてこられるんじゃないかなと思うんですね。

したがいまして、その力を私たちは確信していますし、当事者の方々には、そういう裁判員の方々に、きちっと判断してもらいたいことを無駄なくお伝えする、誤解なくお伝えする、そして必要な証拠、情報を過不足なく提供すると。この工夫が今後ますます必要になるんじゃないかなと、こういうふうに痛感いたしました次第です。ありがとうございました。

司会者

御苦労さまです。じゃ、ほかの方がいかがでしょうか。

駒方検事

本日は、皆さん本当に御苦労さまでした。

もともと、裁判というのは法律家だけで行ってまいりました。それに対して、その審理の中に、皆様のような一般の国民の方が入っていただくことによって司法制度に対する国民の理解を得るといふこと、そして、司法に対する信頼を得るといふことがもともとの制度の始まりでした。今日の話を通じて、まさにそのような目的ですね。裁判のことがよく分かった、身近に感じられたという御感想をいただきまして、この制度が目的を達してきているんだなということを感じました。

あと、検察官という立場からすると、社会の治安を守るのが、警察、検察の使命だと私は考えております。そういう社会の治安というのは、ただ、警察、検察だけではなくて、国民の皆様一人一人が、自分のこととして考えて、自分たちで社会を守る、そういう意識を持っていただく機会にもなるだろうと思いますし、ぜひこういう裁判を経験されたことによって、社会の治安を守るというものを身近なものといったら変ですが、自分のこととして考えていただければと思います。

そして、あと最後になりますが、検察官としても、この裁判員制度が、今後もよりよい制度となっていくように、これからもより分かりやすく、そして裁判員の皆様に負担が小さい、できるだけ負担が小さく審理ができるように努めてまいりたいと考えております。

司会者

御苦労さまでした。じゃ、井寺弁護士お願いします。

井寺弁護士

今日は皆さん、貴重な御意見をありがとうございました。

弁護士会では、検察庁のような一体的な組織ではありませんけれども、各事件を担当した個々の弁護人から情報収集をしまして、基本的には、

この佐賀地裁における裁判員裁判は順調に推移しているというふうに認識しておりましたが、今日、皆様から御意見いただいて、基本的には問題なく順調に推移しているんだなというふうに認識しております。

ただ、今日御指摘いただいたような点、我々も弁護士会として、法廷における弁護技術、研さんを積んでおるところでございますけれども、今日御指摘いただいたような点を踏まえて、より一層、皆様に分かりやすいプレゼンテーション等ができるように研修を積んでいきたいと思っています。

それから、裁判員制度、先ほど所長からもコメントがありましたが、3年ということで、弁護士会全体としても、この制度設計自体について意見を、先日も日弁連として上げたところですが、個々の事件の法廷、弁護技術だけではなくて、制度設計のあり方、今日は守秘義務なども問題になりましたが、そういった点についても、弁護士会としても今後、今日のような御意見を参考にさせていただきながら検討していきたいと思っています。今日は、どうもありがとうございました。

司会者

それでは、本日は本当に長時間にわたりありがとうございました。

以 上